

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成19年7月26日(2007.7.26)

【公表番号】特表2006-526553(P2006-526553A)

【公表日】平成18年11月24日(2006.11.24)

【年通号数】公開・登録公報2006-046

【出願番号】特願2006-515193(P2006-515193)

【国際特許分類】

B 6 5 D 30/22 (2006.01)

B 6 5 D 30/02 (2006.01)

B 6 5 D 65/40 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 30/22 F

B 6 5 D 30/22 G

B 6 5 D 30/02

B 6 5 D 65/40 D

【手続補正書】

【提出日】平成19年6月4日(2007.6.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1融点を有する第1ポリマーと、

第2融点を有する第2ポリマーと、

第2側面の反対側に第1側面を有するシーリング中間層と、

を含む破壊可能なシールであって、前記第1側面が前記第1ポリマーの一部に接合した第1境界層を含み、前記第2側面が前記第2ポリマーの一部に接合した第2境界層を含み、前記シーリング中間層が前記第1融点および前記第2融点より高い融点を有し、前記シーリング中間層が約2.5μm～約7.0μmの平均有効纖維径を有する複数のマイクロファイバーを含み、前記第1境界層が前記第1ポリマーによって取り囲まれた前記複数のマイクロファイバーの第1部分を含み、前記第2境界層が前記第2ポリマーによって取り囲まれた前記複数のマイクロファイバーの第2部分を含む破壊可能なシールにおいて、壊れやすい界面を前記第1境界層と前記第2境界層との間に有し、前記第2境界層からの前記第1境界層の分離を引き起こす力の適用によって前記壊れやすい界面で分かれる破壊可能なシール。

【請求項2】

前記第1ポリマーおよび前記第2ポリマーがポリエチレンである、請求項1に記載の破壊可能なシール。

【請求項3】

前記複数のマイクロファイバーがポリプロピレンを含む、請求項1または2に記載の破壊可能なシール。

【請求項4】

前記複数のマイクロファイバーが約10g/m²～約30g/m²の坪量を有するポリプロピレンウェブを形成する、請求項1、2、または3に記載の破壊可能なシール。

【請求項5】

前記壊れやすい界面の主要部が、前記第1境界層と第2境界層との間にマイクロファイバー含有ギャップを含む、請求項1～4に記載の破壊可能なシール。

【請求項6】

前記第1ポリマーおよび第2ポリマーが前記シーリング中間層を実質的に満たす、請求項1～5に記載の破壊可能なシール。

【請求項7】

前記シーリング中間層が前記パッケージの第1区画を前記パッケージの第2区画から分離する、多区画パッケージと組み合わせた請求項1～6に記載の破壊可能なシール。

【請求項8】

前記第1区画が第1反応性物質をその中に含み、かつ、前記第2区画が第2反応性物質をその中に含み、かつ、前記第2境界層からの前記第1境界層の分離を引き起こす力の適用によって前記破壊可能なシールが前記壊れやすい界面で分かれるとすぐに、前記第1反応性物質がその中で前記第2反応性物質と混ざる、請求項7に記載の破壊可能なシール。